

案

大阪州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪州市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（軽自動車税の種別割の減免） 第6条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割（第1号から第4号までに掲げる軽自動車等にあつては、<u>令和7年度分から令和9年度分までの種別割に限る。</u>）については、条例第122条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。 [(1)～(5) 略] [2～4 略]	（軽自動車税の種別割の減免） 第6条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割（第1号から第4号までに掲げる軽自動車等にあつては、<u>令和4年度分から令和6年度分までの種別割に限る。</u>）については、条例第122条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。 [(1)～(5) 同左] [2～4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪州市税条例施行規則の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。